

意見募集要領

平成26年3月11日
総務省統計局経済統計課

総務省では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）に基づき、サービス産業動向調査の調査票の配布・回収等業務について、民間競争入札による業務委託を実施しております。平成27年及び28年調査においても、法第14条に基づきサービス産業動向調査民間競争入札実施要項（案）（以下「実施要項（案）」という。）を定め、民間競争入札を実施する予定です。

実施要項（案）を定めるに当たり、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日改定（閣議決定））に従って実施要項（案）を公表し、広く国民の皆様からの御意見を募集し、その御意見を十分に考慮した上で、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の審議を経ることといたしました。

つきましては、下記要領により実施要項（案）に対する御意見をお寄せ願います。

なお、頂きました御意見は、監理委員会等での審議資料として公表させていただく場合があります。

また、御意見に対して個別に回答することはしておりませんので、御了承ください。

※公共サービス改革に関する諸情報については、
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>を御参照ください。

1 意見募集対象

サービス産業動向調査民間競争入札実施要項（案）

2 資料の入手方法

総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント：意見募集中案件一覧」欄及び総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/>）の「調達情報」欄に掲載するほか、総務省統計局統計調査部経済統計課にて閲覧に供します。

3 意見募集期間

平成26年3月11日（火）から平成26年3月31日（月）17時まで

※郵便の場合は平成26年3月31日（月）必着

（意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

4 意見提出方法

(1) 下記アからウ

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名、住所（法人又は団体の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又はメールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

(2) 下記エ

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、意見公募に係る意見の提出を装ってウィルスメールが送付される事案を防ぐため、下記アにより電子メールで提出いただく場合は、エの電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

ア 電子メール

電子メールアドレス：e-kikaku@soumu.go.jp

※御意見はテキスト形式で送付願います。

※件名には必ず「パブリックコメント」と記入願います。

イ 郵便

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

総務省統計局統計調査部経済統計課企画第一係 あて

ウ ファクシミリ

FAX番号：03-5273-1498

総務省統計局統計調査部経済統計課企画第一係 あて

※別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

エ 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、上記アの方法により提出してください。

5 意見の提出上の注意

御提出いただきました御意見については、氏名、住所（法人又は団体の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先を除き、全て公表される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。

御記入いただいた連絡先は、提出された御意見に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

※提出の意見は、日本語に限ります。

※意見が1,000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。（e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）

※電話での意見はお受けしませんので御了承願います。

※記入漏れや本要領に則して記述されていない場合には、意見を無効扱いとさせていただきます。

